

奈良県告示第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、倉橋溜池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十五年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西井 明雄	桜井市大字新屋敷一三五―二
〃	辻谷 恵一	〃 上之庄四五一
〃	沖谷 昌彦	〃 倉橋二五〇
〃	松永 耕三	橿原市東竹田町三一四
〃	奥田 恵啓	〃 中町二六九
〃	岩田 由己	磯城郡田原本町大字保津一二三
〃	大倉 康至	〃 多四九七
〃	西浦 正嗣	〃 味間七八三
〃	中村 隆一	〃 唐古八一
〃	生駒 庄司	〃 笠形六七―一
監事	藤本 豊	桜井市大字大西八四一―四
〃	和田 三郎	橿原市西新堂町一六六―二
〃	吉川 欣成	〃 常盤町二九三
〃	上田 幸弘	磯城郡田原本町大字西竹田一五七
〃	石田 弘	〃 宮森三三九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	米澤 優次	桜井市大字大泉二三一
〃	辻谷 恵一	〃 上之庄四五一
〃	中出 喜代廣	〃 倉橋二五二七
〃	松永 耕三	橿原市東竹田町三一四
〃	奥田 恵啓	〃 中町二六九
〃	岩田 由己	磯城郡田原本町大字保津一二三
〃	大倉 康至	〃 多四九七

西浦	正嗣	竹村	良樹	松田	一雄	米田	浩庸	吉田	馨	吉川	欣成	上田	幸弘	東田	昭男
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
監事															

味間七八三	鍵三三九	伊与戸一四九	桜井市大字東新堂二三二	樺原市大垣町二六八	〃 常盤町二九三	磯城郡田原本町大字西竹田一五七	法貴寺一五二九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃